

旭川市屋外広告物条例及び旭川市屋外広告物条例施行規則の一部改正（案）について

1 改正趣旨

旭川市では、良好な景観の形成，風致の維持，公衆に対する危害の防止を目的として，屋外広告物について，必要な規制を定めた旭川市屋外広告物条例及び旭川市屋外広告物条例施行規則を定めています。

近年，全国各地で屋外広告物が落下する事故が起きており，広告物の安全性の確保がより一層求められています。屋外広告物の安全対策については，国においても重視され，屋外広告物の所有者等が当該屋外広告物について，良好な状態を保持し，適切に点検等を行うことを明確化するため，国土交通省の定める「屋外広告物条例ガイドライン」についても，安全対策にかかる改正が行われています。

本市においても，屋外広告物の安全性の確保を徹底し，更なる安全性の向上を図る目的から，旭川市屋外広告物条例及び旭川市屋外広告物条例施行規則の内容を見直し，改正しようとするものです。

2 改正概要

(1) 管理義務を有する者の明確化

現行の条例においては，屋外広告物や掲出物件の行為者等[※]を管理義務者として定めていますが，何らかの事情により管理義務者のいない広告物が生じることを防ぐため，行為者等のほかに，所有者及び占有者を管理義務者として追加します。

※行為者等………広告主，広告主から委託を受ける等により，広告物を表示し，掲載物件を設置する者及び当該広告物又は掲出物件を管理する者

(2) 有資格者による点検の義務化

一定の条件の広告物や掲出物件について，有資格者による点検を義務付けます。

ア 有資格者による点検の対象となる屋外広告物

管理者を要する全ての屋外広告物（固定広告物で，表示面積が10平方メートルを超えるもの）

イ 有資格者の種類

点検者の資格要件

① 屋外広告士
② 広告美術仕上げ1級合格者
③ 1級又は2級建築士で屋外広告物講習会修了者
④ ネオン工事に係る特種電気工事資格者で屋外広告物講習会修了者
⑤ 第1～3種電気主任技術者免状取得者で屋外広告物講習会修了者
⑥ その他必要な知識及び技術を有する者として市長が認める者 ^{※1}

※1 ⑥については，屋外広告物点検技能講習^{※2}修了者で屋外広告物講習会^{※3}修了者を想定しています。

※2 屋外広告物点検技能講習……屋外広告業の事業団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習

※3 屋外広告物講習会……広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として、都道府県、指定都市又は中核市が行う講習会

ウ 点検結果の報告

継続許可を受けようとする者は、安全点検の結果を市長へ提出する旨を定めます。

(3) 管理者の資格要件の緩和及び追加

管理者の資格要件として、「1級又は2級建築士」、「ネオン工事に係る特種電気工事資格者」で管理者となる場合は、現行においては、旭川市が開催する屋外広告物講習会の修了者としていますが、本市以外で開催される屋外広告物講習会の修了者についても認めるものとします。

また、管理者の資格要件として、電気工作物の工事、維持、運用に関して、専門的な知識を有する者である「第1～3種電気主任技術者免状取得者で屋外広告物講習会修了者」を追加します。

管理者の資格要件

① 屋外広告士
② 広告美術仕上げ1級合格者
③ 1級又は2級建築士で屋外広告物講習会修了者
④ ネオン工事に係る特種電気工事資格者で屋外広告物講習会修了者
⑤ 第1～3種電気主任技術者免状取得者で屋外広告物講習会修了者
⑥ 屋外広告業者が営業所ごとに選任する業務主任者

(4) その他

ア 屋外広告物安全点検報告書において、申請者及び管理者の氏名・住所に加え、点検を行った者の氏名・住所・資格の欄を追加します。

イ 継続許可申請時の添付書類であるカラー写真の撮影時期を「申請前30日以内に撮影したものに限り。」から、冬期間等の点検・撮影を考慮するため、「申請前3月以内に撮影したものに限り。」に改めます。

ウ 有資格者による点検を要する場合は、点検を行った者の資格を証する書面の写しを継続許可申請時に添付する旨を定めます。

3 今後のスケジュール

- 令和2年第1回定例会へ条例案を提出（予定）
- 令和2年4月 条例等施行（予定）